

# JIS

## プラスチック製平パレット

JIS Z 0606 : 2008

(JPA/JSA)

平成 20 年 3 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 物流技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	高橋 輝 男	早稲田大学
(委員)	石井 徹 郎	社団法人日本ロジスティクスシステム協会
	井出 廣 久	社団法人全日本トラック協会
	岩橋 俊 彦	社団法人日本産業車両協会
	小田 和 裕	日本貨物鉄道株式会社
	河合 篤	国土交通省
	佐々木 春 夫	社団法人日本包装技術協会
	庄野 勝 彦	社団法人日本産業機械工業会
	鈴木 潔	インターモーダルエンジニアリング株式会社
	瀬部 充 一	国土交通省
	高橋 哲 也	厚生労働省
	福本 博 二	社団法人日本パレット協会
	三浦 明	株式会社日通総合研究所
	宮部 俊 一	日本航空宇宙工業会
(専門委員)	福永 敬 一	財団法人日本規格協会

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 57.3.1 改正：平成 20.3.20

官 報 公 示：平成 20.3.21

原 案 作 成 者：社団法人日本パレット協会

(〒104-0061 東京都中央区銀座 2-14-12 東銀座ビル TEL 03-3541-4774)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：物流技術専門委員会 (委員長 高橋 輝男)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 各部の名称	2
5 形式、種類及び記号	2
5.1 形式及び記号	2
5.2 種類及び記号	3
6 性能	3
6.1 最大積載質量	3
6.2 強さ	3
7 構造・品質	4
8 寸法	4
8.1 大きさ	4
8.2 差込口の高さ	4
8.3 差込口の開口幅	5
8.4 下面開口部寸法及び受圧面積	5
8.5 面取り部の寸法	5
8.6 寸法許容差	6
8.7 平面度	6
9 使用素材	6
10 試験	6
11 製品の呼び方	6
12 表示	7
附属書 A (参考) プラスチック製平パレット試験	8
附属書 B (参考) パレットトラックとフォークリフトトラックのための開口幅	12
解 説	15

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、社団法人日本パレット協会(JPA)及び財団法人日本規格協会(JSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS Z 0606:1993** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に係る確認について、責任はもたない。

## プラスチック製平パレット

## Plastic flat pallets

## 序文

この規格は 1982 年制定され、その後 2 回の改正を経て今日に至っている。前回の改正は 1993 年に行われたが、その後の環境 JIS 策定中期計画に対応するために改正した。

なお、対応国際規格は現時点で制定されていない。

## 1 適用範囲

この規格は、繰り返し使用するプラスチック製平パレットで、表面がプラスチックの特性をもつもの（以下、パレットという。）について規定する。

## 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS Z 0106 パレット用語

JIS Z 0602 平パレット試験方法

## 3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、JIS Z 0106 によるほか、次による。

## 再生プラスチック

使用済のもので、成形、加工材料として調整され、再生資源として利用できる熱可塑性プラスチック。